

第一表・二表と一緒に提出してください。

宛名番号  
(職員記入)

第三表

## 上場株式等の所得に関する申告書

### 【 申告時期 】

この申告書は、納税通知書送達までに提出してください。

### 【 添付書類 】 ※正確な税額計算を行うために、添付にご協力ください。

- ・確定申告書の控え（一式）及び所得の内訳書や株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書等の写し
- ・特定口座年間取引報告書や配当の内容が分かる書類等の写し

### 【 注意点 】

- ・確定申告書第二表「特定配当等・特定株式等譲渡所得全部の申告不要」欄に○を記入された方は原則この申告書の提出は不要です。（繰越損失のある方等を除く）
- ・配当所得及び株式等に係る譲渡所得の一部について所得税と違う取り扱いをする場合はこの申告書の提出が必要です。
- ・住民税が特別徴収されていない所得（非上場の配当等、簡易口座や一般口座分の譲渡所得等）を申告不要とすることはできません。

## 1 確定申告した上場株式等の所得について（該当するものにチェックしてください。）

- 市・県民税申告では**全て申告不要**を選択します。  
→第一表の収入・所得金額の記入は省略することができます。
- 市・県民税申告では総合課税分の配当及び下記2の所得とします。  
→下記2・3を記入してください。  
→総合課税分の配当所得がある方は、第一表のオ、カ、⑤、⑥に記入してください。

## 2 分離所得に関する事項

所得の種類等			A 収入	B 所得金額	C Bから差し引く 本年分の繰越損失額
上場株式等の譲渡	特定口座	源泉有口座	円	円	
		簡易口座 *申告不要の 選択不可	円	円	
	一般口座 *申告不要の 選択不可	円	円		
分離課税を選択した 上場株式等の配当等			円	円	円

\*損失を申告する場合は「上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の明細書」の提出が必要です。市ホームページに様式を掲載していますので、ご利用ください。

## 3 配当割額または株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

上場株式等の所得を市・県民税申告し、その申告した分について配当割額または株式譲渡所得割額の控除を受ける場合は記入してください。

配当割額控除額	円	株式等譲渡所得割額 控除額	円
---------	---	------------------	---

\*申告不要とした上場株式等の所得については、配当割額及び株式等譲渡所得割額の控除の適用はありません。